

8 川健障施第 1046 号
令和 8 年 10 月 5 日

指定事業者等代表者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部
障害者施設指導課長

令和 8 年度 業務管理体制の整備に関する
届出内容の確認（一般検査）の実施について（通知）

平素より、本市の障害福祉行政に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では障害福祉事業運営の適正化を図るため、業務管理体制の整備及びその運用状況について報告を求めています。

つきましては、川崎市障害者施設・事業者の業務管理体制確認検査実施要綱に基づき、次のとおり業務管理体制の整備に関する届出内容の確認（一般検査）を実施します。

各事業者の皆様におかれましては、内容をご確認いただき、必要事項についてご回答ください。

1. 根拠条文（検査）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 51 条の 3（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者）
障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 32 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
川崎市障害者施設・事業者の業務管理体制確認検査実施要綱

2. 対象事業者

令和 8 年度は、障害者総合支援法第 51 条の 3 に基づき、下記「指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者」のうち、「業務管理体制の届出先が川崎市である事業者」を対象とした一般検査を実施します。

【指定障害福祉サービス事業者】

次の事業（サービス）のいずれかを行う事業者

※「サービス種類コード：サービス種類」で表記しています。

11：居宅介護	34：宿泊型自立訓練
12：重度訪問介護	35：自立生活援助
13：行動援護	41：自立訓練（機能訓練）
14：重度障害者等包括支援	42：自立訓練（生活訓練）
15：同行援護	43：就労移行支援
21：療養介護	44：就労移行支援（養成施設）
22：生活介護	45：就労継続支援（A型）
24：短期入所	46：就労継続支援（B型）
32：施設入所支援	47：就労定着支援
33：共同生活援助	48：就労選択支援

【指定障害者支援施設等の設置者】

施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設の設置者

※業務管理体制の届出先が川崎市であるか否かが不明である場合、下記「5. その他」に記載のとおり、障害福祉情報サービスかながわに掲載している解説資料を参考にしてください。

※指定一般相談支援、指定特定相談支援、指定障害児通所支援、指定障害児支援、指定障害児入所施設は、令和8年度の一般検査は対象外となります。

3. 回答方法

電子申請システム（LoGo フォーム）からご回答ください。

（URL）<https://logoform.jp/f/52TW1>

（QR コード）



※回答内容は、本フォーム回答日時点の内容で構いません。

※事業所単位ではなく、法人単位でご回答ください。

4. 回答期限

令和8年11月30日（月）17時15分

※期限を過ぎましたら LoGo フォームは閉鎖いたします。

例年、期限内の回答ができなかったとのお問い合わせを多くいただきますが、期限後の回答は受け付けておりませんので、期限内にご回答ください。

5. その他

業務管理体制の整備について、整備すべき事項や届出先等が不明な場合は、下記障害福祉情報サービスかながわに掲載している解説資料を参考にしてください。

(掲載先)

障害福祉情報サービスかながわ ホームページ

> 書式ライブラリ

> 3. 川崎市からのお知らせ

> 1 1. 業務管理体制の整備

> (1) お知らせ・通知等

> 業務管理体制の整備に関する解説資料

(URL) <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=296>

川崎市健康福祉局障害保健福祉部

障害者施設指導課事業者指導担当

電 話 044-200-0082

FAX 044-200-3932

メール 40sidou@city.kawasaki.jp